平成２６年（フ）第７２号
三重県伊賀市緑ケ丘中町4230番地の１、前住所三重県伊賀市緑ケ丘東町1025番地の１　サンハイツⅡ１－１
債務者　キロス　アスクラ　リカルド　ルイス
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１５８号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目91番地１
債務者　村角　　潤
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市飾磨区構２丁目29番地３　エムハイツ101
債務者　竹内　香織
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２５５号
兵庫県加古川市加古川町南備後178番地の５
債務者　古谷　茂美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８３号
兵庫県加古川市加古川町美乃利７番地の１　ココシャルムⅠ―307号、従前の住所兵庫県加古川市西神吉町岸500番地の３　ローレルコート加古川506号
債務者　菅　　信明
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９３号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地16―206号
債務者　小笠原友子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９５号
奈良市東九条町1424番地　北和県住13―501号
債務者　新森　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５２号
広島県安芸高田市美土里町横田1960番地１
債務者　岡原　洋司
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県大島郡龍郷町瀬留895番地12　ベイフロント瀬留４号棟501号
債務者　坂野　好美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３４号
秋田県北秋田市鷹巣字本屋敷38番地　アーバンヒルズ101号
債務者　清水　　稔
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１９５号
石川県白山市新田町68番地１　ラ・パラ―シオ107号室、住民票上の住所石川県白山市笠間町67番地４
債務者　生地知恵子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２８号
長野県松本市波田10161番地１　サンガーデンＨＩＲＡＢＡＹＡＳＩ　Ｂ103
債務者　中沢未奈子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２９号
長野県大町市大町4571番地１　グランデ大町103
債務者　祇園　由絵
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７０３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地９棟506号
債務者　草薙　宗忠（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１５号
京都市下京区間之町通五条上る朝妻町113番地
債務者　富田　啓元
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１６号
京都府八幡市橋本尻江２番地の４
債務者　佐々木美保子こと　石田　保子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１８号
京都市右京区太秦堀ケ内町７番地30　Ｙ・Ｓハイツ新堀ケ内１―Ａ
債務者　木村　孝之
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係